



# 国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 平成29年6月15日

## 健康診査を受診しましょう。

実施期間は平成29年6月1日から平成30年1月31日です。  
※昭和17年10月1日～昭和18年1月31日生まれの人は誕生日の前日まで

受診券の  
有効期限を  
ご確認ください

これまでのあなたの生活習慣により、自覚症状なく生活習慣病が進んでいる可能性があります。健診を受診して身体の状態を確認し、もし問題があれば早期に生活習慣を見直す機会にしましょう！また、すでに生活習慣の改善に取り組んでいる人は、これまでの成果を確認する機会にしましょう！

## 特定健康診査

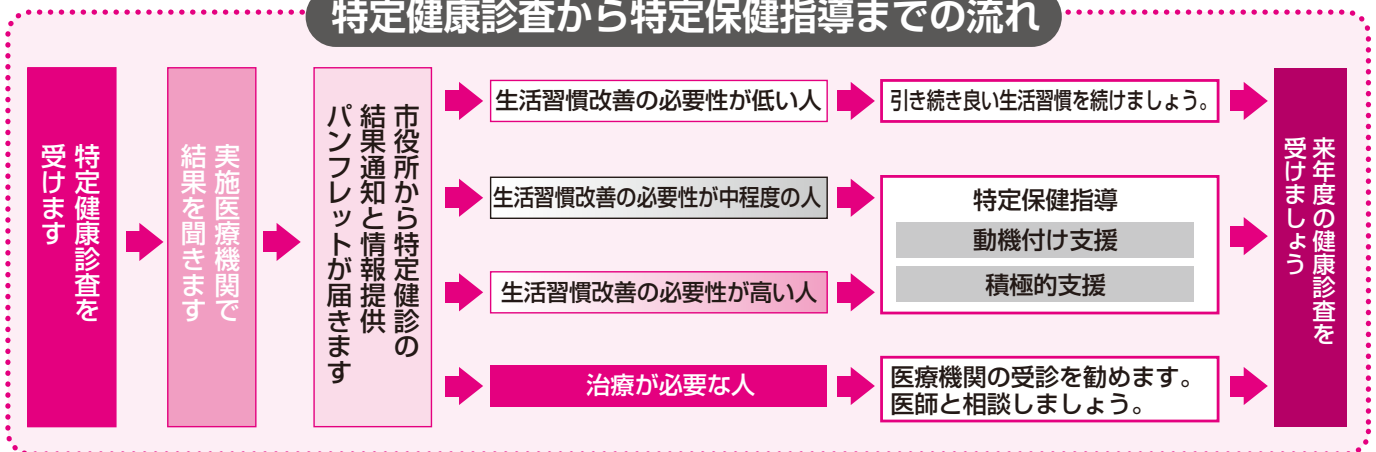
(自己負担額は 1,000 円です)

《対象者》

4月1日現在で大和郡山市国民健康保険に加入している人で、  
誕生日が昭和17年10月1日～昭和53年3月31日の人

○退職等により4月2日以後に大和郡山市国民健康保険被保険者になった人には、申請により受診券を交付します。  
保険年金課給付係に保険証と認め印を持参の上、10月末までに申請してください(郵送での申請も可能です)。

### 特定健康診査から特定保健指導までの流れ



## 後期高齢者健康診査

(自己負担額は 500 円です)

《対象者》後期高齢者医療制度の被保険者で、  
●75歳以上の人(昭和17年9月30日以前に生まれた人)  
●65～74歳の人で一定の障害があると認定された人

※ ただし、昭和17年5月1日～昭和17年9月30日生まれの人には、誕生日の翌月下旬に受診券を送付します。

受診方法や内容などの詳細は、5月下旬にお届けした「健康診査のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ＝大和郡山市国民健康保険の方 保険年金課 給付係 ☎53-1643  
・後期高齢者医療制度の方 保健センターさんて郡山 ☎58-3333  
上記以外の保険証をお持ちの人は、ご加入の医療保険者にお尋ねください。

# ～国民健康保険税 納税通知書を送付します。～

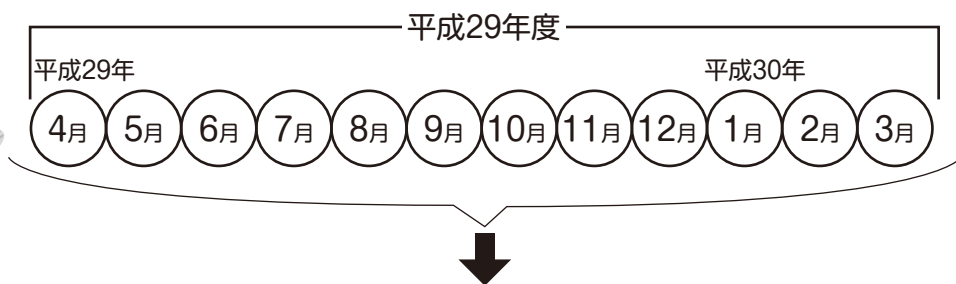
平成29年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。

## ■世帯主宛に送付します。

国民健康保険では、保険税の納税義務者は世帯主となります。世帯主が国民健康保険被保険者でない場合でも、世帯に国民健康保険被保険者がいれば世帯主宛に納税通知書が送られます。ただし、保険税額は被保険者のみで計算します。

## ■納期は年8回です。

●通常、1年間(4月～翌年3月)分の税額を8回の納期で納めていただきます。



期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	平成29年 7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	平成30年 1月末	2月末

※納期限が、土・日曜・祝日・休日の場合は、翌日が納期限となります。

1回が1ヶ月分とはなりませんので、  
ご注意ください。

●特別徴収(年金からの天引き)の世帯は、年金受給月の年6回となります。

## ■申告はお済みですか？

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得、人数に応じて計算します。5月下旬～6月初旬に国民健康保険税申告書が届いた人で、申告がまだお済みでない場合は至急申告書を必ずご提出ください。

国民健康保険税  
申告書

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## ■保険税軽減基準が変わります。

国民健康保険税は、世帯の前年中の所得等に応じて課税されますが、前年中の世帯の所得が、一定の基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額を軽減しています。この軽減の基準が平成29年度から変更になったことにより、保険税を軽減される人が拡大されます。

	平成28年度	平成29年度から
①5割軽減の拡大	世帯の所得の合計額が33万円+ (26.5万円×被保険者数)以下	世帯の所得の合計額が33万円+ (27万円×被保険者数)以下
②2割軽減の拡大	世帯の所得の合計額が33万円+ (48万円×被保険者数)以下	世帯の所得の合計額が33万円+ (49万円×被保険者数)以下

# 非自発的失業者を対象とした国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇等の事業主都合による離職(雇用保険の特定受給資格者)や雇い止めなどにより離職(雇用保険の特定理由離職者)したため職場の健康保険をやめ、国民健康保険に加入された人を対象に国民健康保険税の軽減申請を受付しています。

## 対象となる人

次のすべての条件を満たす人が対象です。

- 1 離職時点で65歳未満であること。
- 2 雇用保険受給資格者証を持っていること。
- 3 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが右記のいずれかであること。

離職者区分	離職理由コード
特定受給資格者	11, 12, 21, 22, 31, 32
特定理由離職者	23, 33, 34

1. 支給番号	2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限		
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日		
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間		
22. 離職前事業所名				
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、返相、市町村)			

安定所連絡メッセージ1  
安定所連絡メッセージ2  
管轄公共職業安定所又は  
管轄地方運輸局所在地  
電話番号  
交付年月日  
センター 公共職業安定所  
出島印

## 軽減内容

保険税の所得割を算定する際、対象となる人の前年所得の給与所得を30/100として算定します。

## 軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間の保険税が軽減されます。

(例)離職日が平成29年3月31日の場合、保険税の軽減は平成29・30年度分(平成31年3月まで)となります。

## 申請方法

保険証、雇用保険受給資格者証および印鑑を持参し、軽減適用申請書を保険年金課へ提出してください。その際、雇用保険受給資格者証の写しをいただきます。

※雇用保険受給資格者証がないと申請できませんので、紛失しないようにしてください。紛失した場合の再発行はハローワークにお問い合わせください。

※この軽減制度に該当されない場合でも、大和郡山市の条例による減免制度の対象となる場合もあります。

保険税についてのお問い合わせ…保険年金課保険税係 ☎53-1646

# 自分で食後に尿糖検査をしてみましょう!

大和郡山市薬剤師会では、尿試験紙を市内の薬剤師会加盟の薬局で、無料お試し配布されています。(国民健康保険以外の医療保険にご加入の方もOK!)

## 尿糖検査で何でわかるの?

健康な人は、普通どんなに食べても尿に糖は出ませんが、血糖値が高くなると尿に糖が始めます。尿試験紙を使って食後に尿糖を測ることで、血糖値が高いかどうか間接的に知ることが出来ます。

## どうやって検査するの?

薬局で試験紙を受け取り、食後1~2時間後の最初の尿を試験紙にかけて検査します。もし陽性反応が続けば、かかりつけ医の先生に相談してください。

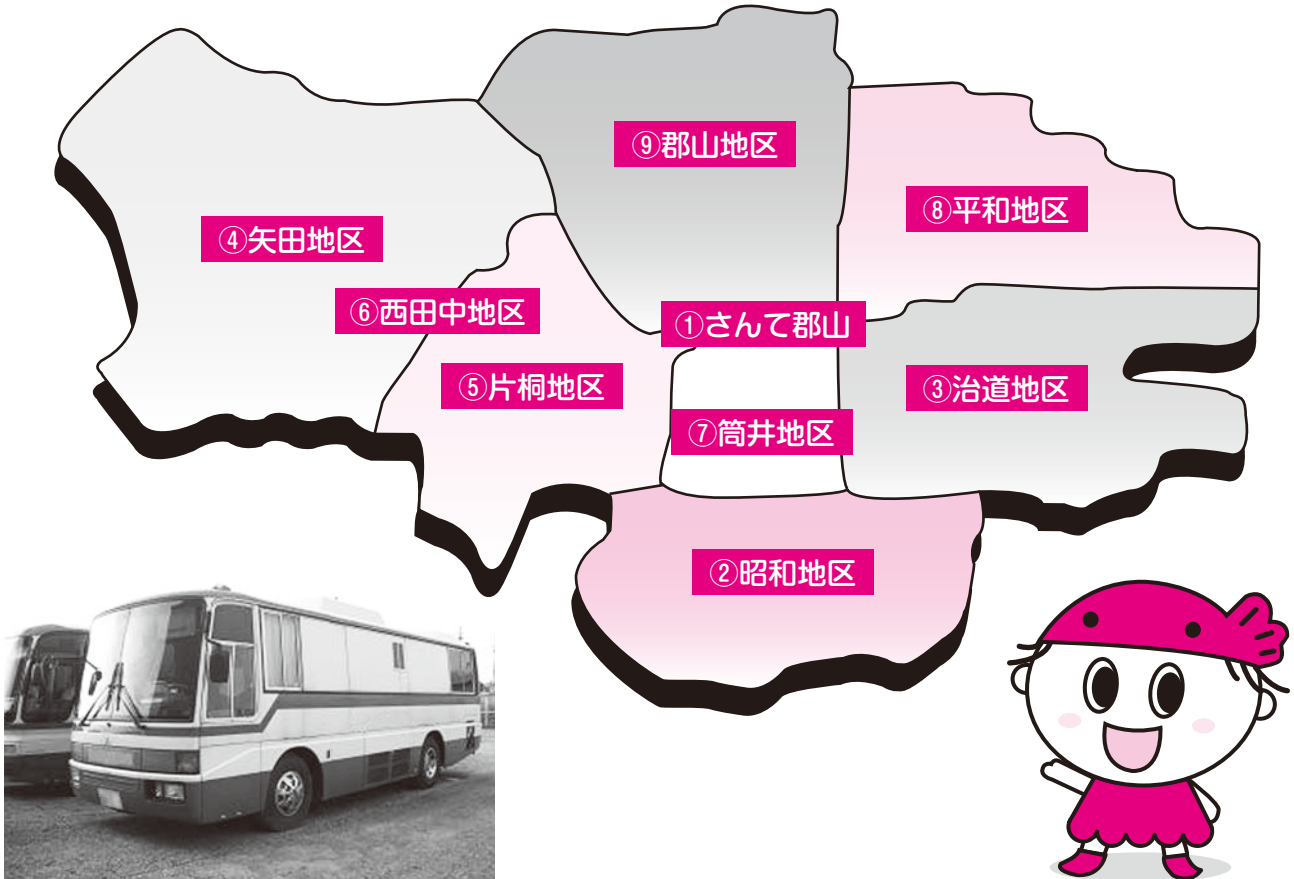


# さあ、モーニングセット検診を受けよう！

モーニングセット検診は、30歳以上の市民が胃がん検診と肺がん検診を  
検診車で一度に受けることができる集団検診です。

昭和63年3月31日  
以前生まれが対象です。

年に1回検診を受けましょう！



場所	対象者	日程(すべて午前中)	募集方法など
① 保健センター「さんて郡山」	全市民	9月11日(月)、9月12日(火) 12月11日(月)、12月12日(火) 平成30年1月9日(火)、1月11日(木) 2月8日(木)	広報「つながり」でお知らせ・募集します。
② 昭和地区公民館	昭和地区住民	7月11日(火)、7月13日(木)	対象地区の人のみ回覧板などでお知らせ・募集します(昭和地区の受付は終了しました)。地区住民対象の検診は、地区社会福祉協議会との協力で実施しています。
③ 治道地区公民館	治道地区住民	7月18日(火)	
④ 矢田コミュニティ会館	矢田地区住民	8月17日(木)、8月18日(金)	
⑤ 片桐地区公民館	片桐地区住民	8月2日(水)、8月23日(水)	
⑥ 西田中町ふれあいセンター	西田中地区住民	11月13日(月)	
⑦ 南部公民館	筒井地区住民	11月14日(火)	
⑧ 平和地区公民館	平和地区住民	11月27日(月)、11月28日(火)	
⑨ 保健センター「さんて郡山」	郡山地区住民	12月4日(月)、12月5日(火)	

費用：胃がん検診(胃部エックス線検査)1,000円

肺がん検診(胸部エックス線検査) 300円 (喀痰検査)700円

ただし、①70歳以上(昭和23年3月31日以前生まれ)の人②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・ひとり親家庭等医療費受給資格証を持っている人③生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料です。(③のみ保健センターで事前手続きが必要)



医療機関で  
受けた時は...

大和郡山市の指定する医療機関で受ける個別のがん検診(胃・大腸・乳・子宮)は6月から翌年2月末日の期間に1度、検診の補助が受けられます。詳細は広報「つながり」をご覧ください。

※胃がん検診は集団または個別のどちらか1回 ※乳・子宮がん検診は2年度に1回受診できます。